

CO・OP 共済からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせです

～ 共済金のお支払い・共済掛金の払込猶予に係る特別措置について ～

新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。また、被患されている方々につきましては、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。CO・OP 共済での新型コロナウイルス感染症に関する共済金のお支払い、共済掛金の払込猶予に係る特別措置についてお知らせいたします。

共済金のお支払いについて

- 新型コロナウイルス感染症は、入院共済金などの対象となります。
- 新型コロナウイルス感染症（陽性）と診断され、医療機関の事情などにより、自宅またはその他の病院と同等とみなせる宿泊施設等で治療を受けられる場合も、その治療期間に関する医師の証明書などをご提出いただくことで、入院共済金のご請求の対象としてお取り扱いします。詳しくはCO・OP 共済ホームページをご確認ください。
※2020年5月11日時点の基準です。状況により基準は変更となる可能性があります。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、不慮の事故とみなす感染症として、以下の共済金をご請求の対象となります。
【ご請求の対象となる共済金】※保障内容はご加入の保障商品により異なります。
・事故入院共済金 ・事故通院共済金 ・手術共済金 ・事故先進医療共済金
・死亡・重度障害共済金 ・事故死亡・重度障害共済金 ・事故後遺障害共済金
・家族死亡・重度障害共済金 ・親死亡・重度障害共済金 ・扶養者事故死亡・重度障害共済金
- 新型コロナウイルスにより入院等をされた場合は、コープ共済センター（コールセンター）までご連絡ください。

コープ共済センター（コールセンター）

 **0120-80-9431**

※おかけ間違いが発生しておりますので、ご注意ください。
※受付時間 9:00～18:00 月～土（祝日営業）
※「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う政府からの緊急事態宣言に伴い、コールセンターの営業時間について短縮営業となる場合がございます。詳しくはコープ共済ホームページをご確認ください。

共済掛金の払込猶予期間の特別措置について

新型コロナウイルス感染症により、ご契約者様が影響を受けられた場合、共済掛金の払込猶予期間を最長で2020年9月30日まで延長するお取り扱いをさせていただきます。

2020年9月までの口座振替ができなかった場合は、2020年10月31日までに下記のダイヤルへご連絡ください。

※2020年5月11日時点の基準です。状況により基準は変更となる可能性があります。

《たすけあい》《あいぷらす》《ずっとあい》《新あいあい》にご加入の方

 **0120-50-9431**

火災共済、自然災害共済にご加入の方

 **0120-6031-43**

※受付時間 9:00～18:00 月～土（祝日営業）
※「新型コロナウイルス感染症」の拡大に伴う政府からの緊急事態宣言に伴い、コールセンターの営業時間について短縮営業となる場合がございます。詳しくはコープ共済ホームページをご確認ください。